

## 令和 6 年 9 月定例県議会提出予定議案

### 【企業庁関係付託議案】

(頁)

認第 16 号 ~ 21 号	令和 5 年度兵庫県公営企業会計決算の認定	．．．．．	3
第 114 号議案	令和 5 年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分	．．．．．	4
第 115 号議案	令和 5 年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分	．．．．．	4
第 116 号議案	令和 5 年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分	．．．．．	4

企 業 庁

## 令和 5 年度決算の認定及び剰余金の処分

## 1 令和5年度兵庫県公営企業会計決算の認定

令和5年度兵庫県公営企業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

（単位：円）

区 分	水道用水 供給事業	工 業 用 水道事業	水源開発 事 業	地域整備 事 業	企業資産 運用事業	地域創生 整備事業	計
収益的 収 入	(14,604,651,756) 15,930,155,689	(3,792,049,517) 4,120,591,731	0	(6,912,946,369) 6,966,848,101	(1,361,013,994) 1,491,224,968	(7,429,872) 7,430,257	(26,678,091,508) 28,516,250,746
収益的 支 出	(12,078,237,361) 13,131,812,803	(2,888,828,807) 3,194,799,852	0	(6,440,203,645) 6,482,676,455	(1,078,934,322) 1,209,040,861	(107,241,499) 107,241,899	(22,593,445,634) 24,125,571,870
差 引	(2,526,414,395) 2,798,342,886	(903,220,710) 925,791,879	0	(472,742,724) 484,171,646	(282,079,672) 282,184,107	( 99,811,627) 99,811,642	(4,084,645,874) 4,390,678,876
資本的 収 入	415,404,150	16,120,246	19,653,820	19,772,135,271	205,301,790	71,012,491	20,499,627,768
資本的 支 出	5,596,206,097	1,360,354,835	19,653,820	34,873,408,368	2,767,025	523,906,515	42,376,296,660
差 引	5,180,801,947	1,344,234,589	0	15,101,273,097	202,534,765	452,894,024	21,876,668,892

地方公営企業法施行規則第19条により、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表は、消費税抜きで作成することとされているため、収益的収支欄の上段（ ）書きは、税抜き額を参考表示

資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てん

## 2 令和5年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県水道用水供給事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1 当年度未処分利益剰余金	2,649,014,395円（うち当年度純利益 2,526,414,395円）
2 利益剰余金処分額	2,649,014,395円
(1) 減債積立金	126,400,000円（当年度純利益の5%相当額）
(2) 建設改良積立金	2,400,014,395円（当年度純利益から(1)を除いた額）
(3) 資本金への組入	122,600,000円（積立金を取崩した未処分利益剰余金を組入）
3 繰越利益剰余金	0円

## 3 令和5年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県工業用水道事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1 当年度未処分利益剰余金	944,020,710円（うち当年度純利益 903,220,710円）
2 利益剰余金処分額	944,020,710円
(1) 減債積立金	45,200,000円（当年度純利益の5%相当額）
(2) 建設改良積立金	858,020,710円（当年度純利益から(1)を除いた額）
(3) 資本金への組入	40,800,000円（積立金を取崩した未処分利益剰余金を組入）
3 繰越利益剰余金	0円

## 4 令和5年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県企業資産運用事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議決を求める。

1 当年度未処分利益剰余金	1,646,385,426円（うち当年度純利益 282,079,672円）
2 利益剰余金処分額	172,000,000円
(1) 解体等積立金	172,000,000円（将来必要となる太陽光パネル解体に係る費用）
3 繰越利益剰余金	1,474,385,426円